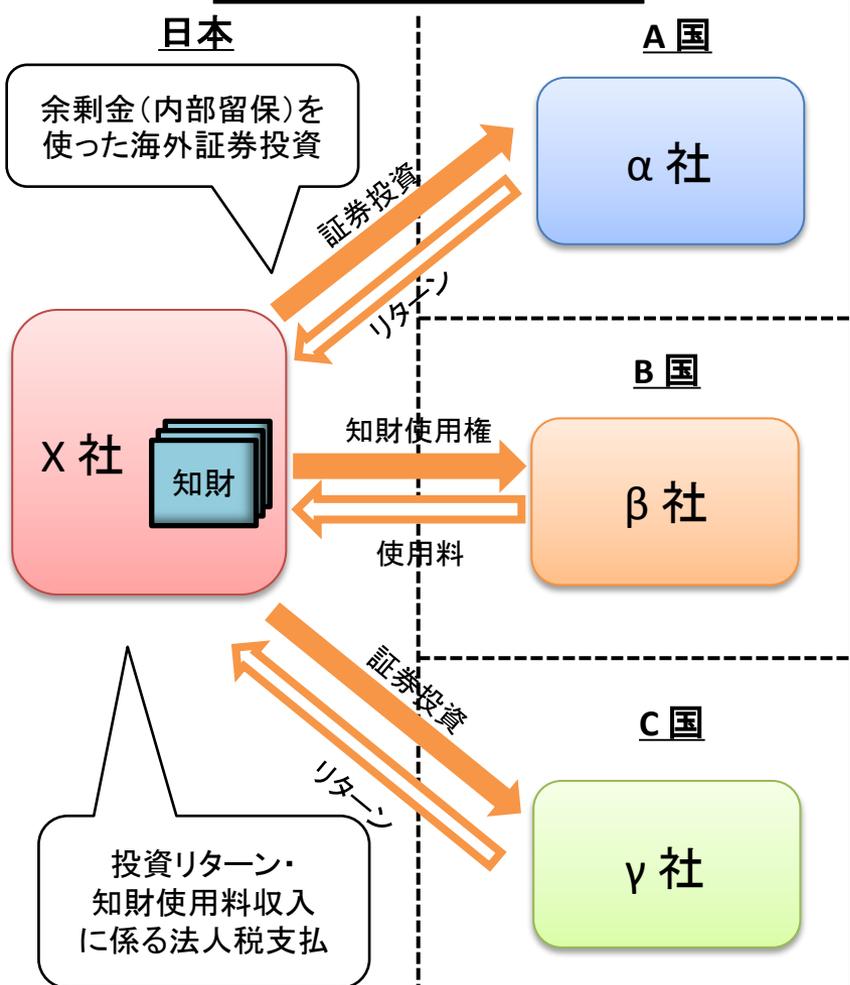


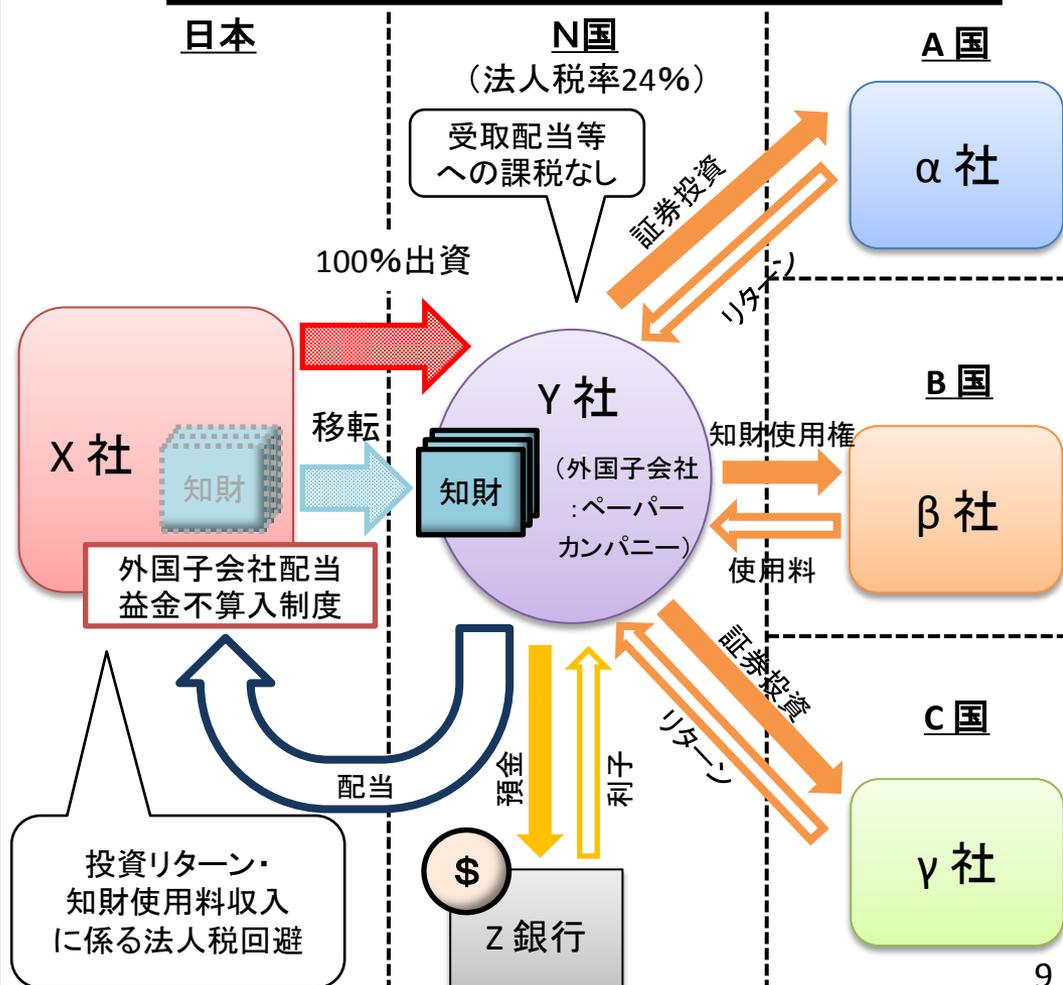
現行制度の課題②：海外の投資法人（ペーパーカンパニー）を使った租税回避への対応

- N国で、Y社をペーパーカンパニーとして設立。投資に対するリターンや知財使用料に対する優遇措置により、税負担を軽減させることが可能。
 - 外国子会社配当益金不算入制度により、Y社から日本のX社に対して支払われる配当は、益金に算入されない。
 - 現行の外国子会社合算税制の下では、Y社の租税負担率が20%以上の場合(※)には、制度の対象外。
- ⇒ Y社をペーパーカンパニーとして介在させることにより、外国で稼得した投資リターン等の税負担を軽減させ、日本の法人税を負担することなく資金を還流させることが可能。
- (※)①投資リターンが租税負担率の計算上考慮されない可能性があること、②知財使用料についても、軽減税率の適用を受けつつ、他の所得と調整を行うことで、Y社全体として20%以上の租税負担率を維持することが可能。

通常の投資



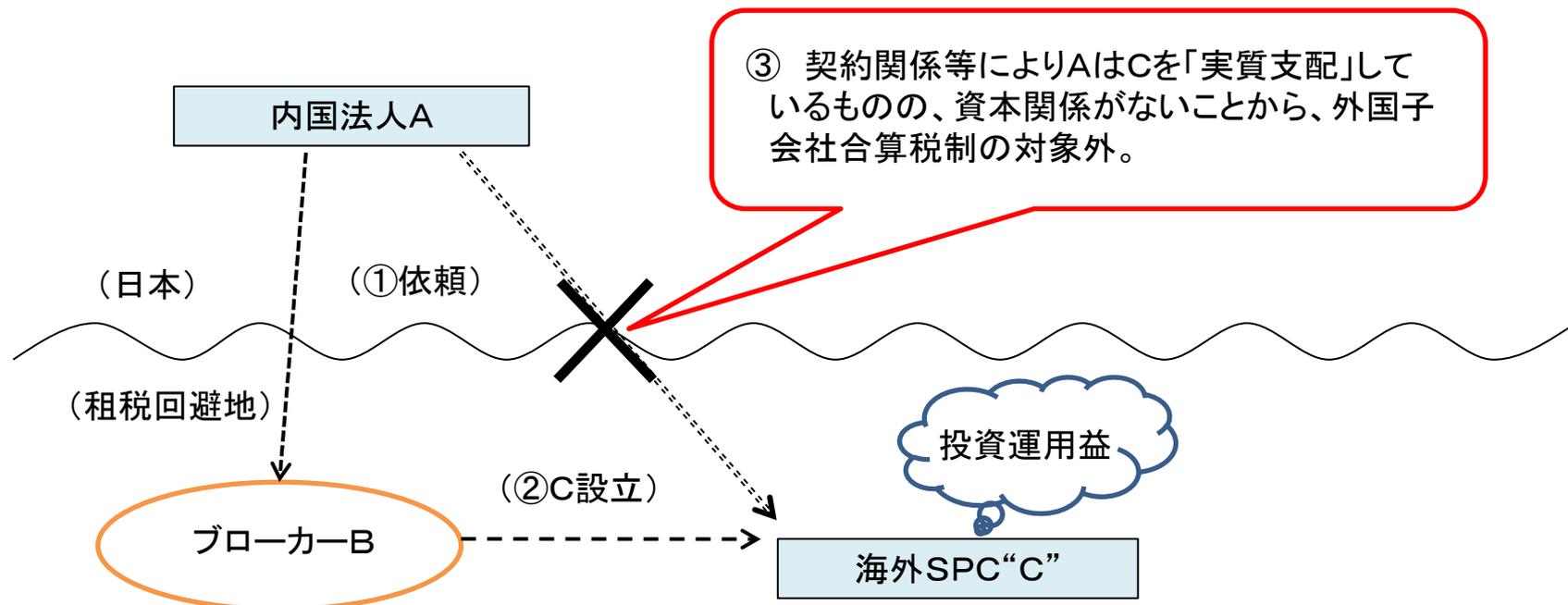
ペーパーカンパニーを使った租税回避スキーム



現行制度の課題③：資本関係断絶への対応

- ① 内国法人Aは、租税回避地の第三者であるブローカーBにSPC“C”の設立を依頼。同時にAとBは、Cの投資事業をAの指示に基づいてBが管理することを契約。
- ② Bは、Cを設立し、C出資持分を取得。
- ③ Aは、Bとの契約関係を通じてCの投資事業を「実質支配」。Cの投資事業を通じて得た利益を、租税回避地にプール。

⇒ 一連のスキームを通して、Aは、Cに生じた投資運用益等の受動的所得を租税回避することが可能。



外国子会社合算税制：改正に当たっての論点 1

② 資本関係を断絶する一方で、契約関係等により子会社を支配しているようなケースには、どのような対応すべきか。



居住者・内国法人等が合計で50%超を直接及び間接に保有



① トリガー税率を上回る外国関係会社を一律・自動的に対象外としていることについて、どう考えるか。

⑤ 現在の適用除外判定で、実体ある事業が合算課税されるようなケース(いわゆる、オーバーインクルージョン)に対し、どのような対応が考えられるか。

適用除外判定

- ① 事業基準
主たる事業が株式の保有、船舶・航空機リース等でないこと(※)
(※) 被統括会社の株式保有を主たる事業とする統括会社は除外
- ② 実体基準
本店所在地国に主たる事業に必要な事務所等を有すること
- ③ 管理支配基準
本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること
- ④ 所在地国基準(下記以外の業種)
主として所在地国で事業を行っていること
又は
非関連者基準(卸売業・保険業など7業種)
主として関連者(50%超出資)以外の者と取引を行っていること

いずれかを満たさない

全てを満たす



③ 納税者への過度な事務負担発生を避けつつ、租税回避を効果的に抑制できるようにするには、どのように対象を絞り込むべきか。

④ 調査権限の及ばない外国子会社に関する情報収集のあり方はどういったものが考えられるか。また、それに伴う事業者の事務負担について、どう考えるか。

外国子会社合算税制：改正に当たっての論点 2

○ 現行の外国子会社合算税制においても、一定の資産性所得については、合算課税対象としている。

【現行制度の対象範囲】

- (1) 持株割合10%未満の株式等に係る配当
- (2) 債券の利子
- (3) 債券の償還差益
- (4) 持株割合10%未満の株式等の譲渡益
- (5) 債券の譲渡益
- (6) 特許権等の使用料
- (7) 船舶・航空機の貸付けの対価

※(1)～(5)は事業の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものを除く。

⑥ 現行制度の対象は、租税回避リスクの高い所得を過不足なく捉えているか？

例えば、自らは開発に関与せず単に親会社から移転されただけの知的財産が価値の大部分を占める財やサービスの販売から得られる所得について、対応する必要があるか？

BEPS勧告の内容

○ 「BEPSプロジェクト」の最終報告書では、本制度を下記(①～⑥)のような構成要素に分解し、各構成要素につき勧告。

※ 構成要素:①対象外国子会社、②適用除外、③対象所得の定義、④所得計算ルール、⑤親会社所得への合算、⑥二重課税排除方法

○ 特に、対象所得の定義(③)においては、法的形式に基づいて分類された所得ごとに合算して課税する「**カテゴリーアプローチ**」を中心としつつ、適用除外規定としての「**実質アプローチ**」や投下資本に見合う所得を超える所得を合算する「**超過利潤アプローチ**」が勧告された。

対象外国子会社 (CFC) 【①】

関連者・非関連居住者により、法的・経済的な持分等を直接・間接に50%超保有されている法人事業体（課税事業体として取扱われる組合等も含む。）

対象所得の定義 【③】

以下のアプローチ等を単独又は複合的に用いて、対象所得を定義する。

【カテゴリーアプローチ】

・ 法的形式等に基づいて分類された所得

例：配当、利子、保険所得、販売・サービス、
使用料・その他のIP所得

【実質アプローチ】

・ 実質的な経済活動を伴わなかった所得（通常はカーブアウト規定であるため、カテゴリーアプローチとの複合適用が一般的）

例：所得の取得に実際に必要となった事業施設や
スキルのある従業員の有無により判定

【超過利潤アプローチ】

・ 軽課税国にある外国子会社の所得のうち、
通常所得を超える部分（超過利潤）

合算

・ 所得計算 【④】

親法人国の法令により計算

・ 合算割合 【⑤】

納税者のCFCに係る保有割合

・ 納税義務者の範囲 【⑤】

一定保有割合を超える納税者

・ 二重課税排除 【⑥】

適用除外

・ 足切基準・税率要件 【②】

CFCの実効税率が一定水準を上回った場合等に、適用除外

諸外国等の外国子会社課税に係る近年の取組状況

米国

- 米国財務省は、2017年度歳入関連提案により、外国子会社課税に係る大統領の提案を公表。
- 具体的には、
 - ① 現行制度により、米国国際企業が、生産を外国にシフトし、利益を移転させ、米国の税源が侵食されていること等に鑑み、外国子会社等の国外所得に対して、所得発生時に、税率19%による課税を行うこと
 - ② 現行のCFC税制の潜脱を防止するため、デジタル商品・サービスに係る新しい種類の所得を創設すること等などの制度改正を提案。

英国

- 2012年、英国は、従来のエンティティ・ベースに基づくCFC税制を抜本的に改正。従来の適用除外基準を残しつつ、所得を切り分けて英国から人為的に移転された利益だけがCFC税制の対象となるよう明確化。
- 歳入関税庁(HMRC)は、本改正に伴い、ガイダンスを作成・公表。
- 2015年、従来認められていたCFC税制による合算所得と英国親法人の損失または費用の相殺を禁止。
- 2016年は、租税回避取引に関与した者への罰則の拡充等、租税回避防止に係る議論が盛んに行われている。

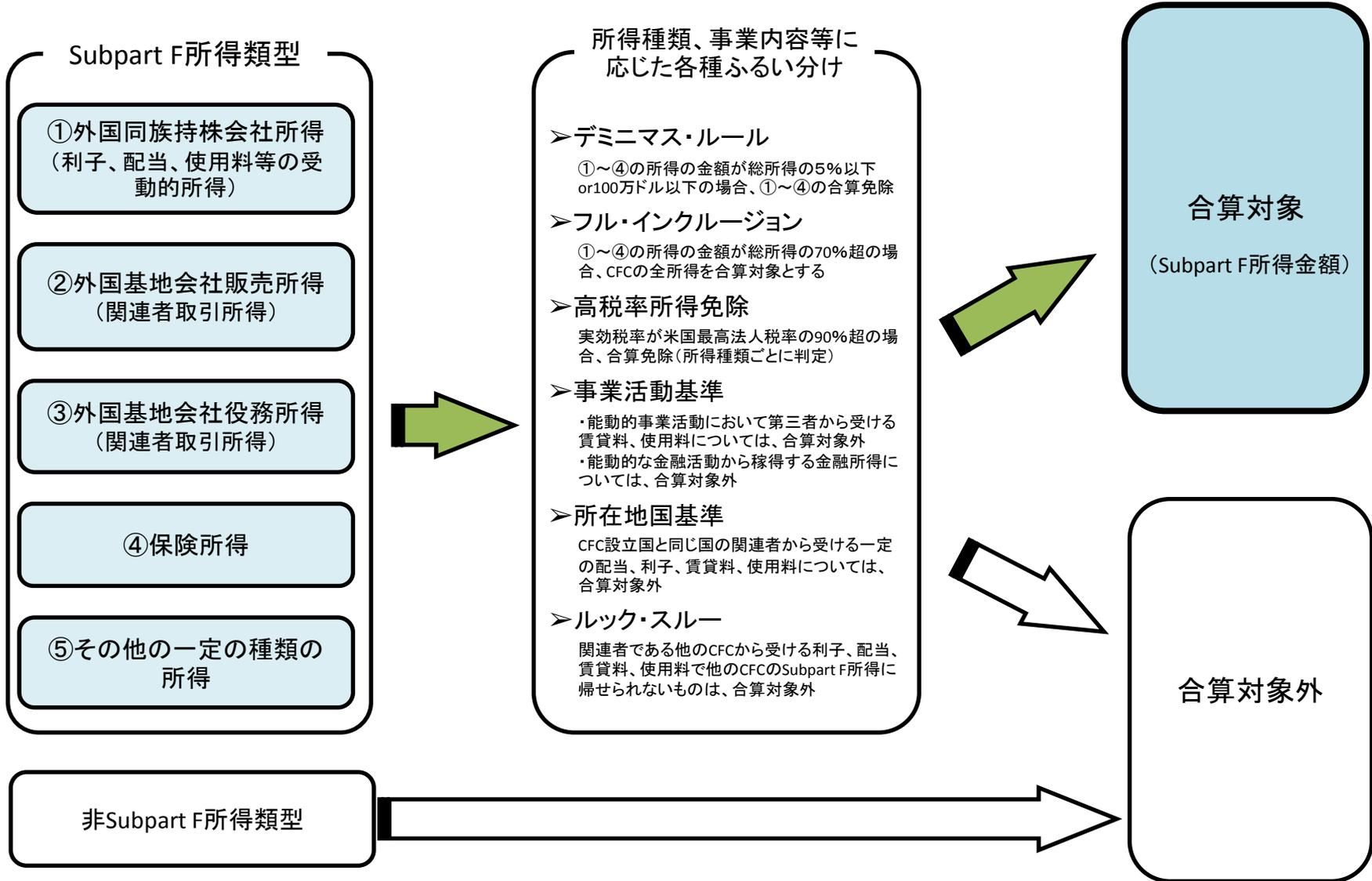
ドイツ

- ドイツ連邦財務省は、ペーパーカンパニーを利用した脱税に対する対策を進めることを目的として、国内税法を強化することについて州と合意。法案の作成は2016年10月から開始。
- 具体的には、
 - ① 外国法人を事実上支配している場合などにおける当該外国法人の情報申告義務(現在は出資関係等の法的支配の場合のみ)
 - ② 金融機関に対して、ペーパーカンパニーへの出資の有無並びにペーパーカンパニーとの取引及びその仲介に係る報告義務
 - ③ 銀行秘密の保護の廃止、銀行口座一覧センターへのアクセス権限の緩和(ペーパーカンパニーとの取引調査時)等、調査権限の拡大等を検討。

EU

- 2016年7月12日、理事会は、租税回避に対抗するための指令案(Anti-Tax Avoidance Directive)を正式に承認。
- 同指令案は、CFC税制、出国税、利子控除制限、加盟国間のハイブリッド・ミスマッチ対策及び一般的濫用否認規定の導入を加盟国に義務付けるもので、これらの制度を導入していない加盟国又は導入していても同指令案に規定されている水準を満たしていない国は、制度の創設・改正を求められることになる。
- CFC税制については、対象となるCFCの定義、支配要件、CFC所得の計算方法等が具体的に提案されている。

米国CFC税制の合算対象所得の概要

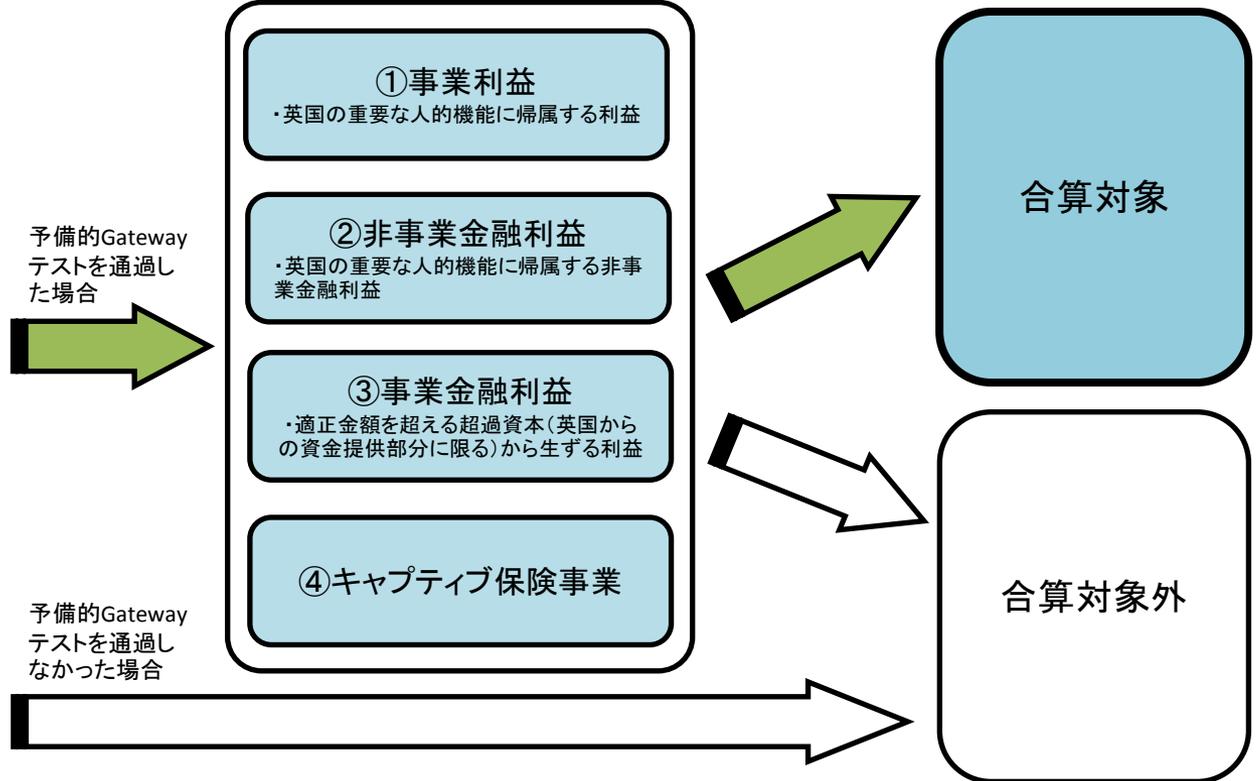


英国CFC税制の合算対象所得の概要

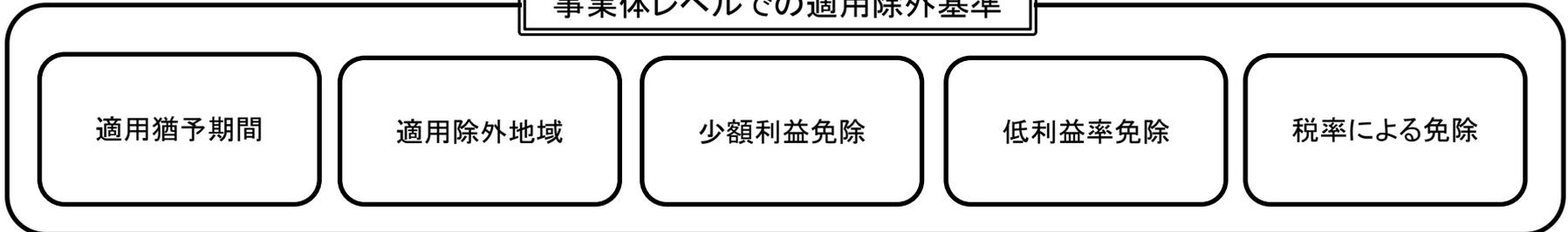
予備的Gatewayテスト (所得の振り分け)



Gatewayテスト (対象利益の特定・算定)



事業体レベルでの適用除外基準



ドイツCFC税制の合算対象所得の概要

能動的所得のカテゴリー以外の所得

能動的所得のカテゴリーの所得

農林業所得

製造等所得

銀行業又は保険業所得

商品売買所得

役務提供所得

賃貸所得

金銭貸借所得

資本会社の利益の配当

他の会社に対する持分の譲渡

組織再編による所得のうち
簿価譲渡が認められているもの

能動的所得のカテゴリーの所得のうち
能動的所得に該当しないもの

・関連者取引所得
・固定施設を有しないもの

・関連者取引所得(固定施設を有し、関連者の協力なしに
事業活動を行う場合を除く。)

・関連者の協力を得て事業を行うもの
・関連者取引所得(固定施設を有し、関連者の協力なしに
事業活動を行う場合を除く。)

・無形資産(CFCの自己開発を除く)の使用許諾
・動産の賃貸(固定施設を有し、関連者の協力なしに事業
活動を行う場合を除く。)

・資金が外国の資本市場で調達されたものでない、又は、
関連者から調達されたもの
・資金が、ドイツ国内の事業体に提供されていないもの
・資金が、ドイツ国外の事業体の能動的活動に使用され
ていないもの

・譲渡益が他の会社の能動的活動に使用される資産
に由来しないもの

・組織再編に係る譲渡益が他の会社の能動的活動に使用
される資産に由来しないもの

事業体レベルでの適用除外基準

少額免除

合算対象

(注)租税負担割合が
25%未満の所得に限る。

合算対象外